

亀山市新庁舎整備基本計画（最終案）に対する市議会意見への回答

該当ページ	項目	意見	回答
1	第1章 新庁舎整備の背景 1. 新庁舎整備の背景	亀山市新庁舎整備基本計画（骨子案）に対して「新庁舎の建設時期は、他の公共施設の更新が集中する時期である。この時期にどうしてもやるのであれば、他の公共施設より更新を優先する理由を明記すべき」と意見した。 これに対する市の回答では、「第1章で理由を記載」しているというものだったが、第1章では新庁舎建設の必要性は明記されているが「他の公共施設より更新を優先する理由」は明記されていないため、再度、回答を求める。	現在の本庁舎は、建物の老朽化や狭隘化等に伴い多くの課題を抱えています。また、近年、想定を超える災害リスクも高まっており、防災や行政サービスの拠点となる新庁舎整備の必要性は非常に高いものと判断し、平成29年策定の第2次総合計画前期基本計画に新庁舎整備を位置付け、市議会のコンセンサスを心得て事業を決定し、現在、鋭意進めているところです。 一方、他の公共施設につきましては、耐用年数を越えても支障なく施設が使用できるよう、必要に応じて施設の長寿命化を図り将来費用の軽減に取り組んでいるところであり、今後も適切に施設の更新等について判断してまいります。
2	第1章 新庁舎整備の背景 3. 本計画の位置付け	「本計画では、建設予定地は複数の候補地選定に留めていることから、建設予定地決定後に施設の配置やフロアレイアウト、事業費の算定など、より具体的な整備方針等について整理・検討します。」とある。 しかし、本来、基本計画で行政機能を分散するのか集約するのかなどの基本的な方向を決めた上で、その方向に合致する候補地を選定すべきであり、候補地決定後に基本計画が変わるというのはいかたがう。 まず、基本計画で基本的な方向を決めた上で、それに見合った候補地を選定すべきであり、手順が逆転しているのを改めるべきである。	計画案においては、新庁舎整備の基本理念を「市民に開かれた、安心と未来へつながるスマート庁舎」とし、その具体化について4つの基本方針を掲げるとともに、分散している行政機能は新庁舎への集約を基本とすることや、市民サービスの観点から低層建築物とすることなど、整備方針はお示ししております。今後は、整備方針に沿った庁舎整備が可能な建設予定地の選定、確保に努めてまいります。
9	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 1. 基本理念と基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	基本理念に「利用しやすく」とあるが、市民と職員のどちらを対象とするのか明確にすべきである。 また、基本方針のワンストップ化には多言語対応の仕組みづくりや死亡手続に関する総合窓口等を記載すべきである。	「利用しやすく、働きやすい庁舎」は、市民を含む来庁者が利用しやすく、職員も働きやすい庁舎を意図しており、対象を明確にするため、記載を「市民が利用しやすく職員が働きやすい庁舎」に改めます。また、基本方針にワンストップ化や総合窓口の設置について記載しておりますが、具体的な内容までは記載いたしません。
13	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 2. 行政機能の集約・分散 (4) 総合保健福祉センターについて ②市民サービスの向上と業務の効率化	相談対応機能と行政機能を分けるとあるが、現状では職員体制が相談員と事務職員に分かれていない。相談する市民にとって不利益となるため、分けられないほうが市民サービスの向上につながるのではないかと懸念されている。	総合保健福祉センターの行政機能は、本庁舎への集約を基本としますが、総合的な相談対応ができるサテライトオフィスの機能を維持するとともに、ICT技術の活用等により、健康・福祉の拠点として、市民サービスの低下を招くことがないように努めてまいります。

該当ページ	項目	意見	回答
16	第3章 新庁舎の機能と性能 2. 新庁舎が果たす機能 (1) 防災拠点機能 ②災害対策機能 (ア)災害への迅速な対応	市長室・副市長室と危機管理部門、災害対策本部となる部屋を同一フロアに配置することは高く評価するが、災害対応に必要な情報を収集するために必要な通信機器等を移動可能なものとし、危機管理に関する会議の規模に対応できるようにすべきである。	災害対応に応じて柔軟に活用できる通信機器等の調達や環境整備を図ってまいります。
27	第3章 新庁舎の機能と性能 3. 新庁舎が備える性能 (2) 経済性 ②将来的な変化への対応	執務スペースについて、庁内LANの無線化は当初から行うべきである。また、電源ケーブルは天井からの配線にすることでレイアウト変更が容易になるなど、さらに最先端のオフィス環境となる設計を検討すべきである。	庁内の情報通信環境については、来庁者の利便性向上や行政事務の効率化に加えて、レイアウト変更等にも柔軟に対応できるよう配慮してまいります。
		「会議室などを可動間仕切り壁によって可変性を持たせ」とあるが、効率性だけでなく相談室等にはプライバシーの機能が必要である。	個室の相談室の設置やブース付きカウンターなど用途に応じてプライバシーに配慮したものとします。
28	第3章 新庁舎の機能と性能 3. 新庁舎が備える性能 (3) 環境性	将来都市像を「緑の健都 かめやま」としているため、建物緑化や自然エネルギーを最大限に活用すべきである。	計画案において、新庁舎は、環境負荷の低減に配慮した脱炭素型庁舎を目指すこととしており、その実現に向けて建物緑化や自然エネルギーの活用についても積極的に活用を検討してまいります。
28-29	第3章 新庁舎の機能と性能 3. 新庁舎が備える性能 (3) 環境性 ②省エネルギー技術の導入、環境負荷の低減 (4) 快適性 ①使いやすさ	木質化や内装に木を使うとあるが、平成23年に策定された「亀山市公共建築物等木材利用方針」が根拠になっていることを記載すべきである。	新庁舎の木質化については、本市の木材利用方針の趣旨に加えて、カーボンニュートラルやSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた取組の加速など外部環境の変化を踏まえ「脱炭素型庁舎」を目指すものであり、木材利用方針のみが根拠となるものではありません。
30	第3章 新庁舎の機能と性能 3. 新庁舎が備える性能 (4) 快適性 ②わかりやすさ	案内表示は、色覚に配慮したカラーバリアフリーとした配色は必要な視点だが、全体に感じられるのは腰から上の視点であるため、視覚で認識するには床も使うべきである。	新庁舎については、全ての人が安心して利用できるユニバーサルデザインの導入を図ってまいります。なお、詳細については、設計段階において具体的に検討してまいります。
31	第3章 新庁舎の機能と性能 3. 新庁舎が備える性能 (5) 効率性 ②効率的なサービス提供	亀山市行政DX推進計画に「書かない窓口」を導入とあるので、このことを記載すべきである。	「書かない窓口」を含む行政DX全般の取組については、庁舎のスマート化による行政手続きの簡素化や効率化を明記しております。
42	第6章 新庁舎の建設候補地 2. 建設候補地（エリア）	建設予定地について、第5章 事業計画の検討 3. 整備スケジュールでは令和5年度に決定するとしているが、同年度における選定スケジュールが記載されていないので示すべきである。	計画案においては、新庁舎開庁までの年度スケジュールを記載しております。建設予定地の選定スケジュールについては、単年度の取組であるため掲載いたしません。
		全ての行政機能を新庁舎に集約できるか重要な問題が敷地の確保に関わっているため、建設予定地を具体的に特定しなければ計画の最終案とはいえない。	計画案においては、分散する行政機能を新庁舎に集約することを基本としており、それを前提として庁舎整備に必要な敷地面積を算出し、5箇所の建設候補地を選定しております。今後は、計画で示す新庁舎の整備方針を踏まえ、建設予定地の選定、確保に努めてまいります。